

遺言事項と遺言執行の要否

遺言できる事項			生前行為でもできる	遺言執行の要否		
				要 遺言執行者	要 遺言執行人 又は	不 要
法定事項	狭義の相続に関する事項	①推定相続人の廃除・取消し(民法893)	○	◎		
		②相続分の指定・指定の委託(民法902)				○
		③特別受益の持戻しの免除(民法903)	○			○
		④遺産分割の方法の指定・指定の委託(民法908)				○
		⑤遺産分割の禁止(民法908)				○
		⑥共同相続人の担保責任の減免・加算(民法914)				○
		⑦遺贈の減殺方法の指定(民法1034但書)				○
	遺産の処分に関する事項	⑧遺贈(民法964)	○		○	
		⑨財団法人設立のための寄付行為(民法411)	○		○	
		⑩信託の設定(信託2)	○		○	
	身分上の事項	⑪認知(民法781)	○	◎		
		⑫未成年後見人の指定(民法839)				○
		⑬未成年後見監督人の指定(民法848)				○
	遺言の執行に関する事項	⑭遺言執行者の指定・指定の委託(民法1006)				○
	その他の事項	⑮祖先の祭祀主宰者の指定(民法897)				
	学説が認める事項	⑯生命保険金受取人の指定・変更(商法675)				

◎ 遺言執行者でないと出来ない遺言事項。